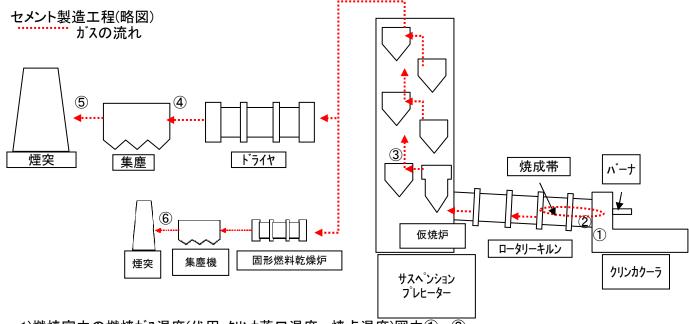
## 公表データの測定位置(4号キルンイメージ図)



- 1)燃焼室中の燃焼ガス温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(Î)or(2)
- 2)集塵機入口がス温度 図中④
- 3)煙突から排出される排がス中の一酸化炭素濃度(集塵機出口、集塵機入口) 図中④or⑤
- 4) 焼成炉中の温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 5)煙突から排出されるダイオキシン類濃度、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物) 図中⑤
- 6)煙突から排出されるダイオキシン類濃度、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物) 図中⑥ ・測定値条件
  - 1)燃焼室中の燃焼がス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、がス温度が高温であること、 高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、 産廃物再生利用条件の燃焼が入温度が800℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
  - 3)煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキンン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。

上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。

4)燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる筒所としてクリンカ落口温度を代用する。

## 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】(法第八条の三第二項 法第十五条の二の三第二項)

## 〇燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置

国体があっ 施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物)ロ)焼却施設の燃焼室中の燃焼がスの温度等、ハ)冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日、二)煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度及びばい煙濃度、 より固形燃料の保管設備内の清掃を行った年月日であり、これに則って下表を作成した。

- ・測定値条件

  1) □→ 燃焼室中の燃焼がス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、がス温度が高温であること、高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、産廃物再生利用条件の燃焼がス温度が800°C以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。

  2) □→ヲ 煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。
  上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。

  3) □→ツ 燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度100℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度を代用する。
- 4) ニ) ダイオキシンについてはロ)-ヲ同様の条件となる。

2025年度	藤原工場	4 <del>号</del> キルン

_\	1 株体ウナスいけ	<u> </u>	日		/A)测点体器 南土○	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3)
<b>D</b> )		ガスの温度を連続的に測定し、 □温度orロータリーキルン焼点温度			(1)測定位置 図中①or( (2)測定年月日	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点 連続
	例是 但 . 77777谷	·山温及GTローバーイルン統宗温及			(2)測字結用							连机剂足	连机炽炬	连机炽炬	连帆炽炬	连机机化	连机
					(焼点温度) 平均値	.,	1,321°C	1,351°C	1,343°C	1,373°C	1,347°C						
		する燃焼ガスの温度。但し、集じ			(1)測定位置 図中④	④集塵機入口	O - 1	O - 1	④集塵機入口	O - 1	O - 1 - 1 - 1 - 1	O - 1	④集塵機入口	O - 1	O - 1 - 1 - 1 - 1	O - 1	0:1::=
		ね摂氏200度以下に冷却するこ 燃焼ガスの温度を連続的に測り			(2)測定年月日 (3)測定結果 基準値	連続測定 ≦200℃	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200℃	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続 ≦2
		然然が入り温度を建続的で例え 器の入口が入温度	たし、丘ノ、記述すること。						1			⊒200 C	⊒200 C	⊒200 €	⊒200 €	⊒200 C	= 2
	の元に・不住用ソハールハ血ス			最大値	144°C	131°C	137°C	139°C	121°C	139°C							
	7. 煙突から排出される排がス中の一酸化炭素の濃度を連続 的に測定し、 且つ、記録すること。 測定値:集塵機出口or集塵機入口			(1)測定位置 図中④or								⑤集塵機出口					
				(2)測定年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続	
				(集塵機出口) 平均値	1,402ppm	1,384ppm	1,737ppm	1,568ppm	880ppm	700ppm							
	ッ. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を 摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定 し、				(1)測定位置 図中①ord		②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼
					(2)測定年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連絡
	且つ、記録すること。 測定値:クリンカ落ロ温度orロータリーキルン焼点温度			(3)測定結果 基準値 (焼点温度)		≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1	
				最小値	1,155°C	1,155°C	1,162°C	1,150°C	1,246°C	1,184°C							
V)	(*) 冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日				除去年月日	-	-	-	-	2025年8月30日	-						
=)		る排がス中のダイオキシン類の濃度			(1)排がス採取位置 図中で	O1114			⑤集塵機出口	⑤集塵機出口		⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	5集塵機出口	⑤集塵機出口	5集
原	化物、はいじん、塩化: 記録すること。	水素及び窒素酸化物は六ヶ月	に一回以上測定し、かつ、		(2)排ガス採取年月日 (3)結果取得年月日		2025年5月8日 2025年6月30日		2025年7月2日 2025年8月14日	_	-						
<i>13</i> 74		-記:測定値条件2) ロ)-ヲに該当	当する為、ダイオキシン類の	//	(4)測定結果	=	0.00064ng-TEQ/Nm3	-	0.00000057ng-TEQ/Nm3	-	-						
料	濃度は3ヶ月に1回以	上測定し、かつ、記録する。			基準値	≦0.1ng-TEQ/Nm	3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3	3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3	3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3				≦0.1ng-TEQ/Nm3				
					(1)排がス採取位置 図中等	0111-	O-11	O-1				⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	1 ⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集
乾	冬工場がけおい	、ばい煙濃度基準値			(2)排ガス採取年月日 (3)結果取得年月日		2025年5月8日 2025年5月26日		2025年7月2日 2025年7月31日	_	-						
燥		1	1. = 48 b b b	190	(4)測定結果	<del>-</del>	1.1ppm		1.6ppm	_							
	4号	基準値	法及び条例名		基準値	≦673ppm	≦673ppm	≦673ppm	≦673ppm	≦673ppm	≦673ppm	≦673ppm	≦673ppm	≦673ppm	≦673ppm	≦673ppm	≦6
系	L* / 1 1. ) .	/a / === // 3	<b>+</b> 1=√		(1)排がス採取位置 図中の	O 1111 III III		O-1	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	5集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	5集塵機出口	⑤集塵機出口	5集
44.	ダイオキシン	≦0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	<b>廃掃法</b>		(2)排がス採取年月日	_	2025年5月8日		2025年7月2日	_	-			1	+		
統	硫黄酸化物	≦673ppm	大防法(K値17.5)		(3)結果取得年月日 (4)測定結果		2025年5月26日 <0.002g/Nm3		2025年7月31日 <0.002g/Nm3	-	-						
	<u> </u>	<u>≥</u> 073ppm	人的本(N胆17.3)	<b>」</b> ~~	基準値	≦0.05g/Nm3			≤0.05g/Nm3		≦0.05g/Nm3	≦0.05g/Nm3	≦0.05g/Nm3	≦0.05g/Nm3	≦0.05g/Nm3	≦0.05g/Nm3	≦0.0
	ばいじん	<0.05 m/N3 Isk	廃掃法	化 ( 水 (	(1)排がス採取位置 図中(	⑤集塵機出口	0.1	⑤集塵機出口					⑤集塵機出口				
	146,070	≦0.05g/Nm³	(光)		(2)排がス採取年月日	-	2025年5月8日		-	-	-						
	塩化水素	$\leq$ 700 mg/Nm <sup>3</sup>	廃掃法		(3)結果取得年月日 (4)測定結果		2025年5月26日 〈2mg/Nm3	<u>-</u>		-	-	<u> </u>					
		<u> </u>		- 75	基準値	≦700mg/Nm3		≦700mg/Nm3	≦ 700mg/Nm3			≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	3 ≦700mg/Nm3	3 ≤700mg/Nm3	3 ≤ 700
	窒素酸化物	≦480ppm	大防法		(1)排がス採取位置 図中の	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口								
					(2)排がス採取年月日	_	2025年5月8日		2025年7月2日	-	_						
虚	業家棄物処理協設の	乗物処理施設の維持管理計画に基づく窒素酸化物及び硫黄酸化物の			(3)結果取得年月日 (4)測定結果		2025年5月26日 220ppm		2025年7月31日 280ppm	-	-						
	  続測定結果は事業所				基準値	≦480ppm	≤480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦4
=)	煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸				(1)排がス採取位置 図中	⑥ ⑥集塵機出口	O-11			⑥集塵機出口	6集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	6集塵機出口	⑥集塵機出口	6集
		、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物は六ヶ月に一回以上測定し、かつ、			(2)排がス採取年月日	-	2025年5月30日		2025年7月1日	-	-						-
固	記録すること。	- 記・測定値冬供の ロ)_ヨに該当	4する名 ダイナキシン箱の	72	(3)結果取得年月日 (4)測定結果		2025年7月29日 0.0045ng-TEQ/Nm3		2025年8月14日 0.012ng-TEQ/Nm3	-	-						
形	但し、セメントキルンは上記:測定値条件2)ロ)-ヲに該当する為、ダイオキシン類の 濃度は3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録する。				基準値	≦0.1ng-TEQ/Nm	3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3			≦0.1ng-TEQ/Nm	3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3	3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3	3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3	3 ≦0.1ng
					(1)排がス採取位置 図中		⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口		6集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口				
燃	久工悍がオナキンン	ばい煙濃度基準値			(2)排がス採取年月日		2025年5月30日		2025年7月1日	-	2025年9月25日						-
***				初	(3)結果取得年月日 (4)測定結果		2025年6月20日 2.8ppm		2025年7月28日 1.5ppm	_	2025年10月14日 2.6ppm						-
料	固形燃料乾燥炉	基準値	法及び条例名		基準値	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦2
乾					(1)排がス採取位置 図中		⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口		6集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口				
	ダイオキシン	$\leq 0.1 \text{ng-TEQ/Nm}^3$	廃掃法		(2)排がス採取年月日	-	2025年5月30日		2025年7月1日	-	2025年9月25日						1
燥	硫黄酸化物	<b>≦</b> 259ppm	大防法(K値17.5)		(3)結果取得年月日 (4)測定結果	=	2025年6月20日 <0.002g/Nm3		2025年7月28日 <0.002g/Nm3	-	2025年10月14日 <0.002g/Nm3			-	+		1
炉				1~	基準値	_ ≦0.05g/Nm3	≤0.05g/Nm3	≤0.05g/Nm3	≤0.05g/Nm3	≦0.05g/Nm3	≤0.05g/Nm3	≤0.05g/Nm3	≦0.05g/Nm3	≤0.05g/Nm3	≦0.05g/Nm3	≦0.05g/Nm3	≤0.0
	ばいじん	$\leq$ 0.05g/Nm $^3$	廃掃法		(1)排ガス採取位置 図中		⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	6集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	6集塵機出口	⑥集塵機出口	6集
系		0				-	2025年5月30日	-	-	-	-						
4#	塩化水素	≦700mg/Nm³	廃掃法		(3)結果取得年月日	<u> </u>	2025年6月20日	-	_	-	_				1		1
統	窒素酸化物	<b>≦</b> 480ppm	大防法	素	(4)測定結果 基準値	_ ≦700mg/Nm3	<2mg/Nm3 ≤700mg/Nm3	- ≤700mg/Nm3	_ S ≦700mg/Nm3		- 3 ≤700mg/Nm <sup>3</sup>	≤700mg/Nm3	≤700mg/Nm3	≤700mg/Nm <sup>2</sup>	3 ≤700mg/Nm3	3 ≤700mg/Nm3	3 ≤ 700
	// HX 10 1//	_ 100ppiii	ハツル	窒素	(1)排がス採取位置 図中				⑥集塵機出口								
				酸化	(2)排がス採取年月日	_	2025年5月30日	-	2025年7月1日		2025年9月25日						
_	*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	######	11.44. TrackT+ # TA 11.44. A	物	(3)結果取得年月日	-	2025年6月20日	-	2025年7月28日	-	2025年10月14日						
	:美盛垂物処世施設の	維持管理計画に基づく窒素酸を	化物及ひ硫黄酸化物の	1	(4)測定結果	-	55ppm	_	44ppm	_ ≦480ppm	44ppm			≦480ppm	1		